「個人インターネットバンキング」のインボイス制度への対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。この制度に対する個人インターネットバンキングの対応について以下のとおりお知らせいたします。

1.対応方針

個人インターネットバンキングは、利用規定第 4 条のとおり、事業目的でのご利用を想定していないことから、インボイス制度に対するシステム対応(領収書等の発行)を予定しておりません。

事業目的で個人インターネットバンキングを利用されているお客さまは、事業者様向けインターネットバンキング(法人インターネットバンキング)をご利用ください。

※法人インターネットバンキングについては、インボイス制度に対応した領収書等の発行を予定して おります。

2.その他

- ・個人インターネットバンキングをご利用中のお客さまで、法人インターネットバンキングへの切替を希望される場合は、お取引店までお問い合わせください。
- ・セルフうどん支店の口座は、事業用のお取引にはご利用いただけないため、法人インターネットバン キングの対象外です。

以 上